

2 介護保険制度における指導及び監査について

(1) 指導及び監査の基本的考え方について

介護保険に関する指導及び監査は、市町村（保険者）指導においては、介護保険制度の保険者としての市町村事務が自治事務であることを念頭に制度運営が健全かつ円滑に行われるよう必要適切な助言指導につとめることが重要であること。また、事業者の指導においては、多様な事業者の自主性を尊重しつつ、介護サービスが利用者本位の制度となること及び利用者の権利擁護、苦情解決、情報開示、サービス評価などの利用者支援の仕組みを前提として、「介護保険制度運営の健全化」、「介護保険事業の継続性、安定性の確保」、「全国的に整合性のとれた適正な保険給付の確保」、「介護サービスにかかる指定基準の遵守状況」、「介護サービス利用者の利益保護」などの観点から、国及び都道府県は、市町村（保険者）、介護保険施設及び介護サービス事業者（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して、定例的な指導に重点をおいて実施する必要があること。

しかしながら、法律、政省令、指定基準等の違反、介護サービス費用の不正請求や不適切な介護サービスの提供が明らかになった場合には、介護保険制度の信頼維持及び利用者保護の観点から、厳正に行政監査を実施する必要がある。

(2) 都道府県に対する指導指針等について

都道府県知事が行う市町村（保険者）、介護サービス事業者等に対する指導及び監査について、介護保険法第5条の規定をはじめ、第24条、第76条、第83条、第90条、第100条、第112条及び第197条の規定に基づき実施することとなるが、これらの事務は、地方自治法上においては自治事務と整理されていること。

このため、厚生大臣は都道府県に対して、地方自治法第245条の4、第245条の5の規定に基づき「資料の提出、技術的な助言、必要な指示、是正の要求、勧告」とした関与を行うこととなることから、今回、「介護保険市町村（保険者）指導指針」、「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」について、この「技術的助言」の一環として示すこととしたものである。なお、これらの指導指針の中に含まれる「主眼事項・着眼点」は、現時点で指導目標として実施が必要と思われるものを事項として整理したものであること。

(3) 行政における役割分担について

ア 国の役割としては、制度の設計・管理に責任を有する立場及び公費を拠出している立場から、全国的に一定の指導及び監査の水準を維持するため、次の業務を行う。

- ① 都道府県に対し、自治事務として実施する介護保険法に係る介護保険事務に関する指導
- ② 市町村（保険者）に対し、自治事務として実施する介護保険事業に対する指導
- ③ 都道府県の区域を超えて広範囲な活動を行う介護サービス事業者等に対する指導
- ④ 特に重点指導が必要な介護サービス事業者等に対する指導
- ⑤ 緊急時の介護老人保健施設に対する行政監査（指定介護老人福祉施設は老人福祉法、指定介護療養型医療施設は医療法で実施）

イ 都道府県等の役割としては、公費を拠出している立場、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、適正かつ効率的な保険事業運営及び適正な保険給付等の確保を図るため、次の業務を行う。

- ① 市町村（保険者）に対し、自治事務として実施する介護保険事業に関する指導
- ② 定例的な介護サービス事業者等に対する指導
- ③ 介護サービス事業者等に対する指定基準違反、不正請求等の行政監査
- ④ 緊急時の介護老人保健施設に対する行政監査（指定介護老人福祉施設は老人福祉法、指定介護療養型医療施設は医療法で実施）

（４）指導指針等の内容について

ア 指導指針

- ① 国は各都道府県、政令指定都市、中核市等（以下「都道府県等」という。）に対し、介護保険事務に関する「指導指針」を示し、それに基づき、都道府県等が指導を実施。（国も合同指導の場合に参画）
- ② 指導指針は、地方分権及び規制緩和等を踏まえ、また民間事業者も多く参入することから、法律事項、政省令及び解釈通知等の事項を基本に法的根拠等を明確にした指導事項とした。
- ③ 具体的な「指導指針」の内容としては、指導の目的、指導の方針、指導の実施方法（実地指導、集団指導、書面指導）を規定するとともに、指導のポイントとなる「主眼事項・着眼点」を含めたものとした。

イ 監査指針

- ① 国は各都道府県等に対し、不正等への厳正な対応を図るため「監査指針」を示し、それに基づき各根拠法律に沿って行政監査を都道府県で実施。なお、国は、大規模な不正請求等の場合に合同で指導を実施。
- ② 具体的な「監査指針」の内容としては、不正等の事実の把握、解明と適切な措置（行政処分、経済上の措置）について規定。

(5) 指導の実施方法について

ア 指導方法

指導方法としては、介護サービス事業者等を指導内容に応じたグループに分け、保険給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求、制度改正内容等について、講習等の方法により指導を行う「集団指導」とサービス事業者等で実地指導の必要がないか、集団指導が未実施となっているサービス事業者等に対して、簡便な面談方式により指導を行う「書面指導」とサービス事業者等の事業所において実地に行う「実地指導」を効果的に組み合わせ、効率的、重点的に実施するものとする。

イ 実地指導の実施回数等

実地指導は、介護保険施設については、原則2年に1回、介護サービス事業者（但し、みなし指定の介護サービス事業者を除く。）については、原則3年に1回、実地にヒアリングの方法により指導を行う。

なお、複数の事業を実施している事業者の場合には、原則として、同一敷地内にある施設、事業所については、同時に指導を実施し、異なる場所にある場合は、個々の事業所ごとに指導を実施すること。

(6) 介護保険法における都道府県と指定都市等との連携について

ア 介護老人保健施設関係

介護保険法において、介護老人保健施設については、都道府県が「許可」等に関する権限を有しているところであるが、「指導監査」の権限については、都道府県以外に、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区（以下「政令市等」という。）も有しているところである。

このため、政令市等が実施した指導監査において、許可取消し等を含む行政処分が必要となった場合には、当該政令市等では権限がなく行政処分

を実施できないことから、都道府県との間において、十分な連携を図る必要があること。

具体的な連携の方法としては、都道府県の介護老人保健施設開設許可等の担当と政令市等の指導監査担当が同時に実地の指導監査を行うとともに相互のヒアリング事項の調整、指摘事項の整理などの工夫を行う必要があること。

イ 指定介護老人福祉施設関係

指定都市及び中核市が行う特別養護老人ホームの指導監査に当たっては、介護保険法の指定介護老人福祉施設への指導監督権限を有する都道府県が行う指導と同時に実施するなど、都道府県と指定都市及び中核市が十分な連携を図る必要があること。

ウ 指定介護療養型医療施設関係

都道府県が行う指定介護療養型医療施設の指導監査に当たっては、医療保険各法及び老人保健法に基づき地方社会保険事務局及び都道府県が行う指導監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県、保健所設置市及び特別区が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施を図る必要があること。

(7) 重点的な指導の実施について

ア 市町村（保険者）の指導

平成12年3月の課長会議において指示した「適正な被保険者の資格管理」「適正な要介護認定・要支援認定」「適正な保険給付」「適正な会計処理」等の重点的な指導を行うとともに、特に次の事項について指導の徹底を図る必要があること。

① 苦情の処理

介護サービスの利用者からの苦情・相談等に対する対応については、介護保険制度を健全に維持する上で大変重要なものであることから、市町村（保険者）の苦情処理体制の整備、迅速かつ適切な処理、国民健康保険団体連合会及び都道府県との連携等について、十分な指導の徹底を図られたいこと。

② 広報等について

市町村（保険者）が介護保険事業を円滑かつ適切に運営していくためには、地域住民の方々の介護保険制度に対する十分な理解が極めて重要であることから、制度の趣旨及び内容について積極的に広報等を市町村（保険者）が行うよう指導の徹底を図られたいこと。

イ 介護サービス事業者等に対する指導

- ① 介護サービス事業者等に対する指導に当たっては、人員、設備及び運営に関する基準の遵守及び適切な介護報酬の請求事務について十分な指導の徹底を図るとともに、特に次の点に留意して指導に当たられたいこと。

なお、介護サービス事業者等の指導に当たっては、不祥事の未然防止について万全を期する必要があるが、万一不祥事等（事件、事故、不正請求及び不当なサービス）が発生した場合は、速やかに関係各課と調整の上、当室へ報告されたい。

（ア）介護サービスの取扱方針

介護保険施設等においては、介護サービスの提供に当たって、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならないとされていることから、特に利用者の権利保護の観点に立ち、介護保険施設等として「緊急やむを得ない場合」の判断状況等について十分な記録等を行うなど、日常的な身体的拘束等が生じないよう指導の徹底を図られたいこと。

(イ) 利用料等の受領

介護サービス事業者等の利用料等の受領については、人員、設備及び運営に関する基準等でその取扱が定められているが、保険給付対象のサービスと明確に区分されにくい「あいまいな名目による費用の受領」が行われると、保険給付そのものの信頼を失うこととなるので、適切な利用料等の受領が行われるよう指導の徹底を図りたいこと。

- ② 介護保険制度に移行した「介護老人保健施設」及び「指定介護老人福祉施設」については、平成12年度の指導の対象としては、従来の手法による平成11年度事業実績に対する指導と平成12年度の事業状況の指導が考えられることから、上記の他、次の点に留意して指導の実施に当たりたいこと。なお、不正等が認められた施設については、行政処分等を含め厳正な対応を行われたいこと。

(ア) 施設運営関係

基本的には、平成11年度の事業実績について確認を行うが、問題を生じた事項については、平成12年度の指定基準等も考慮して指導を行うこと。

(イ) 入所者処遇関係

平成12年度の介護サービスの適切な提供状況について指導を行うこと。

(ウ) 会計経理関係

平成11年度の経理処理及び決算等が適切に行われているか。また、平成12年度会計への移行は適切に行われているかについて指導を行うこと。

ウ 老人保健施設実地指導実施状況の提出について

平成11年度において、各都道府県等が実施した老人保健施設に対する実地指導の実施状況を把握したいので、その実施状況を「老人保健法による老人保健施設の指導について（昭和63年6月6日健医老第81号）」の別紙様式2の様式に準じて作成し、平成12年7月末日（必着）までに提出願いたい。

(8) 地方厚生局における介護保険施設等の指導について

平成13年1月6日より全国7カ所に厚生省の地方支分部局として地方厚生局が設置されることとなっており、介護保険法、老人福祉法及び社会福祉事業法等の指導監査関係の事務について、その一部を業務移管し分掌させることとしている。平成12年末までに地方厚生局全体の組織体制、業務内容等が決定されることから、決定され次第速やかに各都道府県、指定都市及び中核市等に情報の提供を行うこととしているので留意されたい。